

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 二五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 二五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 二五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 二五
- 公 告
○ 一般競争入札を行う件 二五
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があつた件 二六
- 都市公園を設置する件 二六

告 示

福島県告示第二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十月四日から令和二年二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町二二〇番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ラトブコーポレーション

代表取締役 青木 喜久男
株式会社ラトブコーポレーション
(変更後)

代表取締役 鈴木 雄大

- 三 変更した年月日
令和元年六月五日
- 四 届出年月日
令和元年九月二十四日
- 五 届出をした者
株式会社ラトブコーポレーション

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アメリカ屋矢野目店、眼鏡市場福島店 福島県福島市南矢野目谷地七十番地

地 二

- 二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

廃棄物の発生に係る事項

(一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあつては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処分を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。

- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六八番地一ほか
- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 保安林予定森林の所在場所
河沼郡柳津町大字猪倉野字中ナ澤乙六八二から乙六八七まで、乙六八九、乙六八九の一、乙六八九の二、乙六八九のハ、字南山乙七六七の一、乙七六七の二、字宇津野乙五五七、乙五七二の一、乙五七二の二、乙五七二から乙五七五まで、乙五七七、乙五七七の二、乙六五八の二、字細子平乙六八〇、乙六八一の四
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公告第108号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか11施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか11施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和2年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか11施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月29日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7392

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年10月29日（火）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年10月4日（金）から同月29日（火）まで（土曜日、日曜日、同月14日及び同月22日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月16日（水）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和元年11月13日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月12日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単
価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一
月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落
札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply
for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 11 other facilities
1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 13 November 2019
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 12 November 2019
 - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture,
Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City,
Fukushima, 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

(農林総務課)

公告第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

鮫川村土地改良区

就任した清算人

役別 氏名

清算人 大薬 勝弘

同 鈴木 輝司

同 関根 徳次

同 関根 彦徳

同 鈴木 守弘

同 関根 信一

同 関根 信一

住所

東白川郡鮫川村大字赤坂中野字大塩九五番地

同 郡同 村大字西山字馬場五七番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二一一番地

同 郡同 村大字西山字鬼越二七番地

同 郡同 村大字西山字馬場六四番地

同 郡同 村大字西山字鬼越二五番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

（農村計画課）

公告第百十号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

令和元年十月四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 名称

久之浜防災緑地

二 位置

いわき市久之浜町久之浜字代ノ下、字立、字東三松、字堀ノ内、字北町及び字東町

三 区内

地域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

令和元年十月九日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）